

京都市告示第262号

京都芸術センターの指定管理者である公益財団法人京都市芸術文化協会から、京都芸術センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都芸術センターの開所時間の変更について次のとおり申請があつたため、これを承認します。

令和7年6月27日

京都市長 松井孝治

期 間 令和7年7月15日（火）から同年7月16日（水）まで

（変更前）

区分	開所時間
ギャラリー、情報コーナー及び談話室以外の施設	午前10時から午後10時まで
ギャラリー、情報コーナー及び談話室	午前10時から午後8時まで

（変更後）

区分	開所時間
ギャラリー、情報コーナー及び談話室以外の施設	午前10時から <u>午後4時まで</u>
ギャラリー、情報コーナー及び談話室	午前10時から <u>午後4時まで</u>

※図書室については、令和7年3月10日付で休所について告示済み

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）